

タカヤ株式会社 グリーン調達指針

第5版 2014年11月21日



タカヤ株式会社

－目次－

目次	1
はじめに	2
1. タカヤ株式会社井原地区の環境方針	2
2. グリーン調達にあたっての指針	3
2.1 目的	
2.2 タカヤ株式会社の取組み	
2.3 適用範囲	
2.4 タカヤ株式会社の規制する環境関連物質	
3. お取引先様へのお願い	4
4. 問合せ先	
別表	
別表1：含有禁止物質	5
別表2：含有抑制物質	8

はじめに

かけがいのない地球の環境を維持し、後の世代に美しい自然を引き継いでいくために、世界中で環境保護に対する取り組みが行われています。このような状況のなか、環境に深刻な影響を及ぼす、もしくは及ぼす恐れのある化学物質の使用を規制し、削減していこうというグリーン調達の実践がはじまっています。

タカヤ株式会社においても、地球環境保全推進を事業経営の重要な一要素として位置づけ、環境に負荷を与える物質の削減を目指したグリーン調達に取り組んでまいります。

しかしながら、グリーン調達はタカヤ株式会社だけの活動では十分な成果を上げることはできません。多くのお取引先様のご協力に支えられて成り立ちます。

そこで、タカヤ株式会社のグリーン調達に対する取り組みを指針としてまとめました。

つきましては、お取引先様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

タカヤ株式会社

1. タカヤ株式会社井原地区

【環境方針】

※タカヤ株式会社井原地区環境方針は、
弊社ホームページ(<http://www.takaya.co.jp/info/kankyo/index.htm>)にて確認願います。

2. グリーン調達にあたっての指針

2.1 目的

当指針は、前項に記したタカヤ株式会社の環境方針を受け、タカヤ株式会社のグリーン調達について、適用範囲、規制する環境関連物質、お取引先様へのお願いなどを明文化し、円滑な実施を図ることを目的としています。

2.2 タカヤ株式会社の取り組み

タカヤ株式会社は以下のようにグリーン調達に対して取り組みます。

- (1) 環境負荷の低減、化学物質の使用削減を図るため、タカヤ株式会社の調達する原材料（副資材含む）、部品、完成品、容器包装材について、別表1・別表2に提示した物質の使用禁止・抑制をしていきます。
- (2) 環境負荷低減の取り組みの輪を広げるために、環境保全活動に積極的な活動を実施されているお取引先様からの調達を優先します。

2.3 適用範囲

当指針は、以下の原材料、部品、完成品、容器包装材に適用されます。

- (1) タカヤ株式会社が依頼して、お取引先様が設計、或は製造する原材料、部品、完成品等
- (2) タカヤ株式会社が購入するすべての原材料、部品、完成品等
- (3) タカヤ株式会社が製品を包装・梱包するすべての容器包装材

2.4 タカヤ株式会社の規制する環境関連物質

ジョイント・インダストリー・ガイドライン（JIG）の調査対象物リストを基準としてタカヤ株式会社が含有の禁止・抑制を図る化学物質を以下のように定めます。

(1) 含有禁止物質

タカヤ株式会社は、「2.3 適用範囲」で定めた範囲において「別表1 含有禁止物質」に提示した物質の使用を原則として禁止します。現状やむを得ず含有している物質についても全廃を目指して行きます。

但し、法規制等において特定の用途について使用禁止措置の適用除外とされているものについてはこの限りではありません。

(2) 含有抑制物質

タカヤ株式会社は、「2.3 適用範囲」で定めた範囲において、「別表2 含有抑制物質」に提示した物質の含有を抑制していきます。

抑制物質は禁止物質と異なり、将来的に含有量抑制を行う物質です。現時点では含有量の把握を行います。

3. お取引先様へのお願い

お取引先様には、タカヤ株式会社に原材料、部品、完成品、容器包装材を納入するにあたって、当指針に掲げましたタカヤ株式会社の取り組みについてのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

但し、当社のお客様から要求があった場合は、お取引先様には当指針と異なる内容のご依頼を行う場合があります。

また、お取引先様への新規発注時、或は納入済みの原材料、部品、完成品、容器包装材につきまして、使用化学物質等の調査をご依頼する場合があります。お手数をおかけしますが、ご協力をお願い申し上げます。

なお、当指針に記載されていない物質、用途、制限値であっても国内及び諸外国の法令等で制限される場合は、それに従っていただきますようお願い申し上げます。

4. 問合せ先

タカヤ株式会社 グリーン調達問合せ窓口： EMS 事業本部 品質保証室

TEL 0866-67-2647

【 改定履歴 】

2005. 12. 01 第 1 版

2006. 02. 27 第 2 版 「環境方針」を文書内から、別に公開するHPへのリンクに変更

2009. 04. 01 第 3 版 「含有禁止物質」「含有抑止物質」のリストを更新

2010. 03. 01 第 4 版 規制する環境関連物質の基準の名称を「JIG」に変更、リストの更新他

2010. 03. 21 第 4. 1 版 組織変更に伴う「グリーン調達問合せ窓口」の部署名変更

2013. 03. 21 第 4. 2 版 組織変更に伴う「グリーン調達問合せ窓口」の部署名変更

2013. 05. 07 第 4. 3 版 「グリーン調達問合せ窓口」の拠点移動に伴う電話番号変更

2013. 06. 01 第 4. 4 版 「含有禁止物質」「含有抑止物質」のリストを更新

2014. 11. 21 第 5 版 組織変更に伴う「グリーン調達問合せ窓口」の部署名変更

「含有禁止物質」「含有抑止物質」のリストを更新

別表1 含有禁止物質

No	化学物質群	閾値・禁止レベル
1	カドミウムおよびその化合物	1. 均質材料中に 100ppm を超える含有がある場合 2. RoHS 指令の対象製品外で、その用途が表面処理、着色剤、プラスチック安定剤のときでは、75ppm を超える含有がある場合
2	六価クロム化合物	1. 均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 2. 皮革製品、また皮革部材を持つ製品において、皮革の合計乾燥重量当たり 3ppm 以上の含有がある場合
3	鉛およびその化合物	1. 均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 2. ポリ塩化ビニル電線のポリ塩化ビニル樹脂被覆中では 300ppm を超える含有がある場合 3. 12 歳以下の子供を対象とした製品で、各部品中に 100ppm を超える含有がある場合、またはその塗料中／乾燥塗膜中の含有量が 90ppm を超える場合
4	水銀／水銀化合物	1. 意図的添加がある場合 2. 不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合
5	アスベスト類	1. 意図的添加がある場合
6	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	1. 意図的添加がある場合 2. 不純物として、部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合
7	ジブチルスズ化合物(DBT)	1. 均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合
8	ジオクチルスズ化合物(DOT)	1. 下記の対象において、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 (1) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品 (2) 育児用品 (3) 2 コンポーネント室温加硫モールドイングキット (RTV-2 シーラントモールドイングキット)
9	三置換有機スズ化合物	1. 意図的添加がある場合 2. 不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合
10	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	1. 均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合
11	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)類	1. 意図的添加がある場合 2. 不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合

12	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体	1. 意図的添加がある場合
13	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品	1. 意図的添加がある場合
14	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	1. 均質材料中に 50ppm を超える含有がある場合
15	ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が3以上)	1. 意図的添加がある場合
16	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10~13)	1. 部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合
17	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	1. 意図的添加がある場合 2. 不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合
18	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)とその塩およびそのエステル	1. 家庭内で使用される可能性のある製品に使用する物品について、以下の閾値での含有を禁止します。 (1) 部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合 (2) 化学品に 10ppm を超える含有がある場合 (3) 繊維、カーペット、およびその他のコーティングされた部品中に 1 μg/m ² を超える含有がある場合
19	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)	1. 以下の物質において、それぞれの用途で意図的添加がある場合 (1) フッ素系温室効果ガス - 使い捨て容器 (スプレー缶などの再充填禁止容器等) - 窓 (ペアガラス内の SF 6 等) - 履物 (クッション用 SF 6) - タイヤ (スペアタイヤのエア漏れ対策用 SF 6 等) - EU 各国安全基準を満たすために必要とされる場合を除く構成要素が 1 種類の発泡剤 (one component foams) (2) HFC、PFC については、直接蒸発する開放系システムに含まれる冷媒 (3) PFC については、防火設備、消火器 (4) HFC については、新型のエアロゾル (娯楽、装飾を目的とした煙霧発生器 (aerosol generator))
20	オゾン層破壊物質	1. 意図的添加がある場合
21	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	1. 織物製品/皮革製品において、30ppm を超える付表 2A-4 に記載される一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料

22	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	1. 意図的添加がある場合
23	ジメチルフマレート	1. 均質材料中に 0.1ppm を超える含有がある場合
24	放射性物質	1. 意図的添加がある場合

※閾値・禁止レベルを超えて含有することを禁止する。

※容器包装材については鉛・カドミウム・水銀・六価クロムの濃度の合計が 100ppm 以下であること。

別表 2 含有抑制物質

No	化学物質群	閾値
25	アンチモン／アンチモン化合物	1000ppm
26	ヒ素／ヒ素化合物	1000ppm
27	ベリリウム／ベリリウム化合物	1000ppm
28	ビスマス／ビスマス化合物	1000ppm
29	ニッケル(特定用途のみ,注 1)	DIN EN1811 試験時にニッケルの剥離量が 0.5 マイクログラム／平方センチ／週を超えないこと
30	セレン／セレン化合物	1000ppm
31	臭素系難燃剤(別表 1 の 7, 8 項に該当する PBB 類,PBDE 類を除く)	1000ppm
32	ポリ塩化ビニル (PVC)	1000ppm
33	フタル酸エステル類	1000ppm

注 1 : ニッケルを報告しなければならないのは、ニッケルが長時間皮膚に触れる可能性のある、特定の規制用途(携帯用として設計されたポータブル電子機器の外装など)に使用されている場合です。

※閾値を超えて含有している場合、報告の必要あり。